

## 大阪府石油コンビナート等防災計画 新旧対照表

新	旧	修正内容等
P1-3 第1章 第3節 計画の修正 P1-4 第1章 第4節 防災上の配慮 P1-5 第1章 第5節 特別防災区域の概要 P1-11 第1章 第6節 防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の処理すべき事務又は業務の大綱 P1-17 第1章 第7節 防災・減災に関する調査・研究	P1-3 第1章 第3節 計画の進行管理（削除（第4章 第5節に移動）） P1-4 第1章 第4節 計画の修正 P1-5 第1章 第5節 防災上の配慮 P1-6 第1章 第6節 特別防災区域の概要 P1-12 第1章 第7節 防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の処理すべき事務又は業務の大綱 P1-18 第1章 第8節 防災・減災に関する調査・研究	第1章第3節を第4章第5節に移動したことによる条ずれ （第3節の計画は、本計画ではなく特定事業所が行う第1期から第3期対策計画のことを指しているため、第4章に記載することが適当。）
P1-3 第1章 第3節 計画の修正  1 <u>大阪府石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)</u> の構成員は、	P1-4 第1章 第4節 計画の修正  1 防災本部の構成員は、	文言修正
P1-5 大阪北港地区は、大阪市此花区の西部に位置し、大阪港、淀川、正蓮寺川及び安治川に面し、その面積は約 <u>350</u> 万m <sup>2</sup> である。	P1-6 大阪北港地区は、大阪市此花区の西部に位置し、大阪港、淀川、正蓮寺川及び安治川に面し、その面積は約 360 万m <sup>2</sup> である。	数値見直し
P1-7 図1-1 特別防災 <u>区域</u> の位置	P1-8 図1-1 特別防災地区の位置	文言修正

P1-6

表 1 特別防災区域の概況

令和 6 年 9 月現在

特別防災区域の名称		大阪北港地区	堺泉北臨海地区	関西国際空港地区	
区分					
地区面積 (万 m <sup>2</sup> )		350	1,801	1,035	
所在市 (区) 名		大阪市此花区	堺市堺区・西区 高石市及び泉大津市	泉佐野市、 泉南市及び 泉南郡田尻町	
公設消防機関名		大阪市消防局	堺市消防局	泉大津市 消防本部	泉州南広域消防本部
事業 所 数	第 1 種事業所数 (内レイアウト規制 対象事業所数)	2 (0)	11 (4)	1 (0)	1 (0)
	第 2 種事業所数	12	18	4	0
	特定事業所計	14	29	5	1
	その他事業所数	495	804	67	369
	事業所総数 <sup>※</sup>	509	834	72	370
共同防災組織数		1	4	0	
石油類 の貯蔵・ 取扱量 及び 高圧ガ ス処理 量	石油 (千 k L)	274	6,465	15	200
	高圧ガス (十萬 Nm <sup>3</sup> )	4.6	10,573	0.54	0

※ 事業所総数は、平成 26 年経済センサス (平成 26 年 7 月 1 日現在) をもとに算出

P1-7

表 1 特別防災区域の概況

令和 4 年 3 月現在

特別防災区域の名称		大阪北港地区	堺泉北臨海地区	関西国際空港地区	
区分					
地区面積 (万 m <sup>2</sup> )		350	1,801	1,035	
所在市 (区) 名		大阪市此花区	堺市堺区・西区 高石市及び泉大津市	泉佐野市、 泉南市及び 泉南郡田尻町	
公設消防機関名		大阪市消防局	堺市消防局	泉大津市 消防本部	泉州南広域消防本部
事業 所 数	第 1 種事業所数 (内レイアウト規制 対象事業所数)	2 (0)	12 (5)	1 (0)	1 (0)
	第 2 種事業所数	12	18	4	0
	特定事業所計	14	30	5	1
	その他事業所数	495	804	67	369
	事業所総数 <sup>※1</sup>	509	834	72	370
共同防災組織数		1	4	0	
石油類 の貯蔵・ 取扱量 及び 高圧ガ ス処理 量 <sup>※2</sup>	石油 (千 k L)	274	6,568	15 <sup>※3</sup>	200
	高圧ガス (十萬 Nm <sup>3</sup> )	4.6	10,575	0.54	0

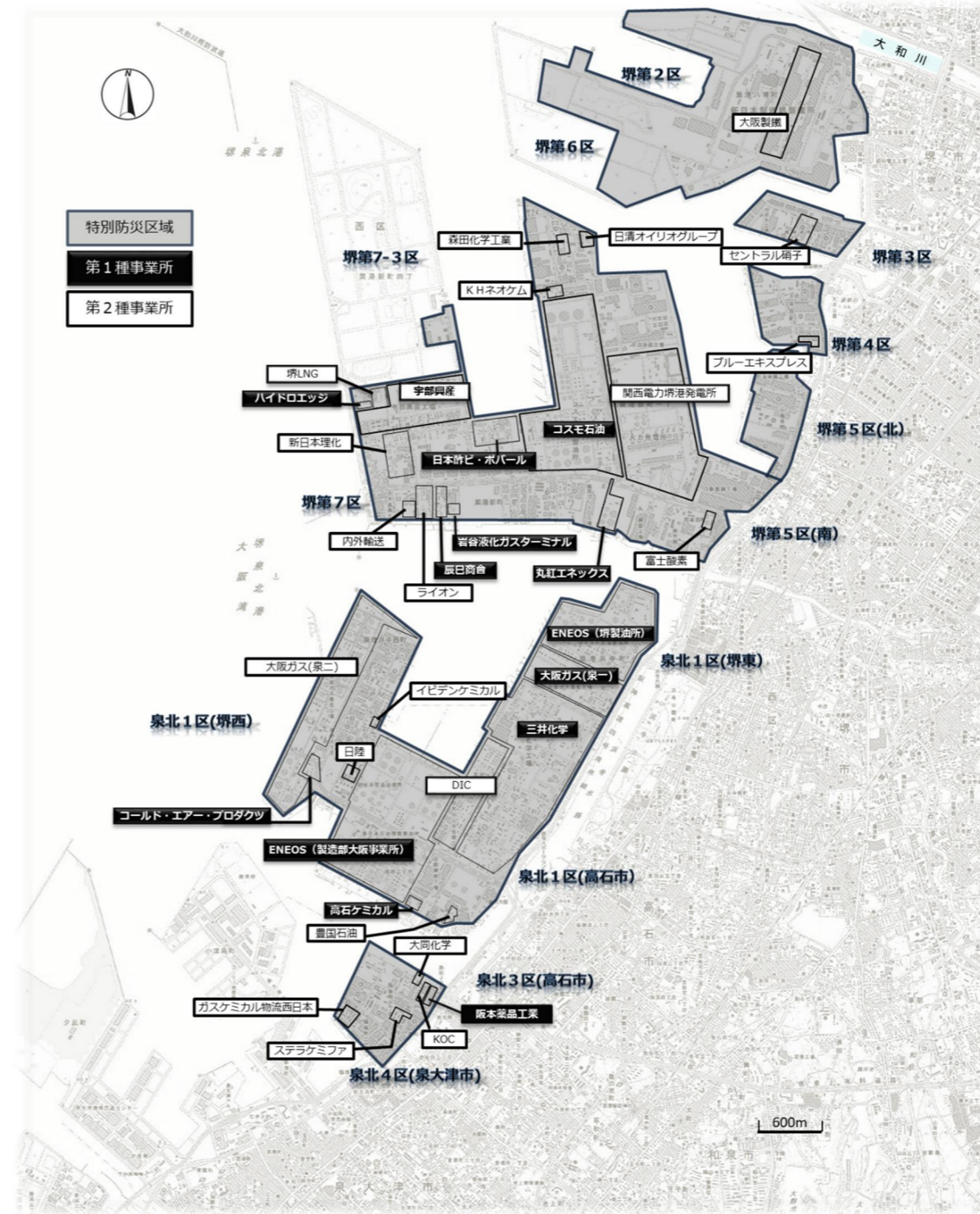
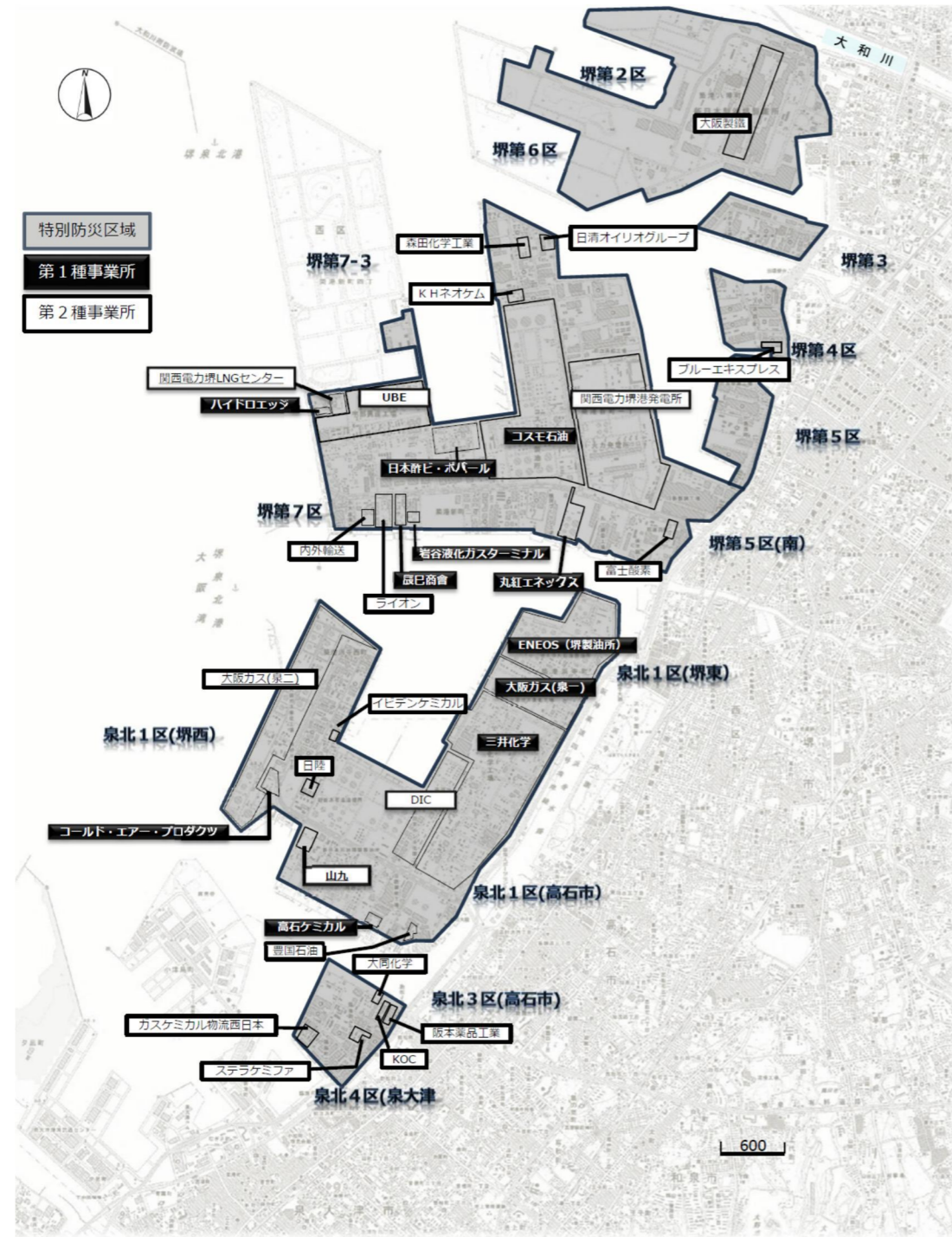
※ 1 事業所総数は、平成 26 年経済センサス (平成 26 年 7 月 1 日現在) をもとに算出

※ 2 令和 3 年 4 月 1 日現在

※ 3 令和 4 年 2 月 25 日現在

特定事業所の  
新設・廃止等  
による表内の  
数値見直し





特定事業所の  
新設・廃止等  
による見直し



表2-1 大阪府石油コンビナート等防災本部本部員・幹事等一覧表（令和6年9月現在）

区分	機関名等	本部員	幹事 ※常任幹事
1号	近畿管区警察局	局長	広域調整部災害対策官
	中部近畿産業保安監督部 近畿支部	支部長	保安課長 ※ 電力安全課長
	近畿地方整備局	局長	総括防災調整官 港湾空港部補償管理官
	大阪海上保安監部	監部長	警備救難課長 ※ 航行安全課長 堺海上保安署長 岸和田海上保安署長
	大阪労働局	局長	安全課長 ※
	2号	陸上自衛隊第三師団	師団長
3号	大阪府警察本部	本部長	警備第二課長 ※ 生活環境課長
4号	大阪府	副知事（危機管理担当） 危機管理監 危機管理室長	防災企画課長
			災害対策課長 ※
			消防保安課長 ※
			市町村局行政課長
			財政課長
			広報広聴課長
			医療対策課長
			薬務課長 ※
			水産課長
			大阪港湾局泉州港湾・海岸部 事業企画・防災課長 ※
			事業調整室都市防災課長
5号	大阪市	市長	危機管理室危機管理課長 ※ 大阪港湾局計画整備部海務課長
	堺市	市長	危機管理室危機管理課長※
	高石市	市長	総務部理事兼次長兼危機管理課長 ※
	泉大津市	市長	危機管理課長 ※
	泉佐野市	市長	危機管理課長 ※
	泉南市	市長	行政経営部危機管理課長 ※
	田尻町	町長	総務部安全安心まちづくり推進局 課長 ※
6号	阪南市	市長	危機管理課長 ※
7号	大阪市消防局	局長	予防部規制課長 ※ 警防部警防対策担当課長
			予防部危険物保安課長 ※ 警防部警防課長
	堺市消防局	局長	予防部危険物保安課長 ※ 警防部警防課長
	泉大津市消防本部	消防長	予防課長 ※ 警防課長
	泉州南広域消防本部	消防長	警備課長 予防課長 ※

表2-1 大阪府石油コンビナート等防災本部本部員・幹事等一覧表（令和3年4月現在）

区分	機関名等	本部員	幹事 ※常任幹事
1号	近畿管区警察局	局長	広域調整部災害対策官
	中部近畿産業保安監督部 近畿支部	支部長	保安課長 ※ 電力安全課長
	近畿地方整備局	局長	総括防災調整官 港湾空港部補償管理官
	大阪海上保安監部	監部長	警備救難課長 ※ 航行安全課長 堺海上保安署長 岸和田海上保安署長
	大阪労働局	局長	安全課長 ※
	2号	陸上自衛隊第三師団	師団長
3号	大阪府警察本部	本部長	警備第二課長 ※ 生活環境課長
4号	大阪府	副知事（危機管理担当） 危機管理監 危機管理室長	防災企画課長
			災害対策課長 ※
			消防保安課長 ※
			市町村課長
			財政課長
			広報広聴課長
			医療対策課長
			薬務課長 ※
			水産課長
			大阪港湾局泉州港湾・海岸部 総務運営課長 ※
			事業企画課長
5号	大阪市	市長	危機管理室危機管理課長 ※ 大阪港湾局計画整備部海務課長
	堺市	市長	危機管理室危機管理課長※
	高石市	市長	総務部理事兼次長兼危機管理課長 ※
	泉大津市	市長	危機管理課長 ※
	泉佐野市	市長	危機管理課長 ※
	泉南市	市長	総合政策部危機管理課長 ※
	田尻町	町長	総務部安全安心まちづくり推進局 課長 ※
6号	阪南市	市長	危機管理課長 ※
7号	大阪市消防局	局長	予防部規制課長 ※ 警防部計画情報担当課長
			予防部危険物保安課長 ※ 警防部警防課長
	堺市消防局	局長	予防部危険物保安課長 ※ 警防部警防課長
	泉大津市消防本部	消防長	予防課長 ※ 警防課長
	泉州南広域消防本部	消防長	警備課長 予防課長 ※

組織改編等を  
反映

P2-3

区分	機関名等	本部員	幹事 ※常任幹事
8号	大阪北港地区	大阪北港地区防災協議会長	住友化学(株) 大阪工場 環境安全部長 ※
			アスト(株) 北港ターミナル 取締役所長
			櫻島埠頭(株) 取締役
堺泉北臨海地区	堺・泉北臨海特別防災地区 協議会長		三井化学(株) 大阪工場 安全・環境部長 ※
			ENEOS(株) 堺製油所 環境安全副所長
			ライオン(株) 大阪工場次長
			ダイキン工業(株) 堺製作所臨海工場 副参事
			D I C(株) 堺工場安全環境グループ マネージャー
			コスモ石油(株) 堺製油所 安全環境担当副所長
関西国際空港地区	新関西国際空港(株) 技術・安全部長	新関西国際空港(株) 空港技術課長 ※	
9号	近畿経済産業局	局長	総務課長 ※
	近畿運輸局	局長	安全防災・危機管理調整官 大阪運輸支局長
	大阪航空局関西空港事務所	関西国際空港長	総務調整官
	関西空港海上保安航空基地	基地長	警備救難課長 ※
	大阪管区气象台	台長	気象防災部次長
	日本赤十字社大阪府支部	事務局長	救護課長
	一般社団法人大阪府医師会	会長	理事
	日本放送協会大阪拠点放送局	副局長	コンテンツセンター第2部長
	西日本電信電話(株) 関西支店	設備部長	災害対策室長

区分	役職	本部員	
9号	岡山大学名誉教授	鈴木 和彦	学識経験者

合計 本部員：35名 幹事：62名（常任幹事25名）

- (注) 1 一覧表中の区分は、石災法第28条第5項の各号による。  
2 防災本部に、専門員（防災関係機関等の職員及び学識経験者のうちから知事が任命する者）を置くことができる。

P2-3

区分	機関名等	本部員	幹事 ※常任幹事
8号	大阪北港地区	大阪北港地区防災協議会長	住友化学(株) 大阪工場 環境安全部長 ※
			アスト(株) 北港ターミナル 取締役所長
			櫻島埠頭(株) 取締役
堺・泉北臨海地区	堺・泉北臨海特別防災地区 協議会長		コスモ石油(株) 堺製油所 安全環境担当副所長※
			日本酢ビ・ポパール(株) 環境保安室長
			三井化学(株) 大阪工場 安全・環境部長
			ENEOS(株) 堺製油所 環境安全副所長
			関西電力(株) 堺港発電所 品質安全副所長
			宇部興産(株) 堺工場 環境安全グループリーダー
関西国際空港地区	新関西国際空港(株) 技術・安全部長	新関西国際空港(株) 技術支援グループリーダー ※	
9号	近畿経済産業局	局長	総務課長 ※
	近畿運輸局	局長	安全防災・危機管理調整官 大阪運輸支局長
	大阪航空局関西空港事務所	関西国際空港長	総務調整官
	関西空港海上保安航空基地	基地長	警備救難課長 ※
	大阪管区气象台	台長	気象防災部次長
	日本赤十字社大阪府支部	事務局長	事業部長兼救護課長
	一般社団法人大阪府医師会	会長	理事
	日本放送協会大阪拠点放送局	副局長	コンテンツセンター第2部長
	西日本電信電話(株) 関西支店	執行役員関西支店長	設備部長

区分	役職	本部員	
9号	兵庫県立大学 大学院教授	室崎 益輝	学識経験者

合計 本部員：35名 幹事：61名（常任幹事25名）

- (注) 1 一覧表中の区分は、石災法第28条第5項の各号による。  
2 防災本部に、専門員（防災関係機関等の職員及び学識経験者のうちから知事が任命する者）を置くことができる。

組織改編等を  
反映



P2-6

2 組織

(1) 広域共同防災組織構成事業所

【 5社6事業所 】

構成事業所	
名称	住所
丸紅エネックス(株) 堺ターミナル	大阪府堺市西区築港新町2丁2番地
コスモ石油(株) 堺製油所	大阪府堺市西区築港新町3丁16番地
ENEOS(株) 堺製油所	大阪府堺市西区築港浜寺町1番地
三井化学(株) 大阪工場	大阪府高石市高砂1丁目6番地
関西電力(株) 御坊発電所	和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島1番地3
ENEOS(株) 和歌山製油所	和歌山県有田市初島町浜1000番地

P2-6

2 組織

(1) 広域共同防災組織構成事業所

【 5社7事業所 】

構成事業所	
名称	住所
丸紅エネックス(株) 堺ターミナル	大阪府堺市西区築港新町2丁2番地
コスモ石油(株) 堺製油所	大阪府堺市西区築港新町3丁16番地
ENEOS(株) 製造部 大阪事業所	大阪府高石市高砂2丁目1番地
ENEOS(株) 堺製油所	大阪府堺市西区築港浜寺町1番地
三井化学(株) 大阪工場	大阪府高石市高砂1丁目6番地
関西電力(株) 御坊発電所	和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島1番地3
ENEOS(株) 和歌山製油所	和歌山県有田市初島町浜1000番地

特定事業所の  
撤退を反映

P2-7

3 広域共同防災活動対象施設

令和6年9月現在

府県	特別防災区域	特定事業所	浮き屋根式屋外貯蔵タンク			
			対象 基数 [基]	最大 直径 [m]	直径・基数	
					34m～ 60m	60m 以上
大阪府	堺泉北臨海地区	丸紅エネックス(株) 堺ターミナル	2	67.4	0	2
		コスモ石油(株) 堺製油所	14(1)	98	3	11
		ENEOS(株) 堺製油所	18(1)	89	8	10
		三井化学(株) 大阪工場	4	56.2	4	0
和歌山県	和歌山北部臨海南部地区	ENEOS(株) 和歌山製油所	44	81.6	20	24
	御坊地区	関西電力(株) 御坊発電所	4	62.8	0	4
合計対象基数			86	—	35	51

( ): 休止中タンク

P2-7

3 広域共同防災活動対象施設

令和3年4月現在

府県	特別防災区域	特定事業所	浮き屋根式屋外貯蔵タンク			
			対象 基数 [基]	最大 直径 [m]	直径・基数	
					34m～ 60m	60m 以上
大阪府	堺泉北臨海地区	丸紅エネックス(株) 堺ターミナル	2	67.4	0	2
		コスモ石油(株) 堺製油所	14(1)	98	3	11
		ENEOS(株) 堺製油所	18(1)	89	8	10
		三井化学(株) 大阪工場	4	56.2	4	0
		ENEOS(株) 製造部 大阪事業所	9	66.8	7	2
和歌山県	和歌山北部臨海南部地区	ENEOS(株) 和歌山製油所	44	81.6	20	24
	御坊地区	関西電力(株) 御坊発電所	4	62.8	0	4
合計対象基数			95	—	42	53

( ): 休止中タンク

特定事業所の  
撤退を反映

P2-9  
1 特別防災区域協議会の現況

表2-3 特別防災区域協議会の現況

令和6年9月現在

名称	設立年月日	構成事業所数
大阪北港地区 防災協議会	昭和51年11月26日	14
堺・泉北臨海特別 防災地区協議会	昭和52年4月28日	39

P2-9  
1 特別防災区域協議会の現況

表2-3 特別防災区域協議会の現況

令和3年4月現在

名称	設立年月日	構成事業所数
大阪北港地区 防災協議会	昭和51年11月26日	16
堺・泉北臨海特別 防災地区協議会	昭和52年4月28日	40

特定事業所の  
新設・廃止等  
による見直し

P2-10  
1 広域共同防災協議会の現況

令和6年9月現在

名称	設立年月日	構成事業所数
大阪・和歌山広域共同防災協議会	平成20年6月25日	6

2 構成事業所

府県	特別防災区域	構成事業所	
大阪府	堺泉北臨海地区	丸紅エネックス(株) 堺ターミナル	堺市西区築港新町2丁2番地
		コスモ石油(株) 堺製油所	堺市西区築港新町3丁16番地
		※ ENEOS(株) 堺製油所	堺市西区築港浜寺町1番地
		三井化学(株) 大阪工場	高石市高砂1丁目6番地
和歌山県	和歌山北部臨海南部地区	ENEOS(株) 和歌山製油所	有田市初島町浜1000番地
	御坊地区	関西電力(株) 御坊発電所	御坊市塩屋町南塩屋字富島1番地3

※ 大容量泡放射システム配備事業所

P2-10  
1 広域共同防災協議会の現況

令和3年4月現在

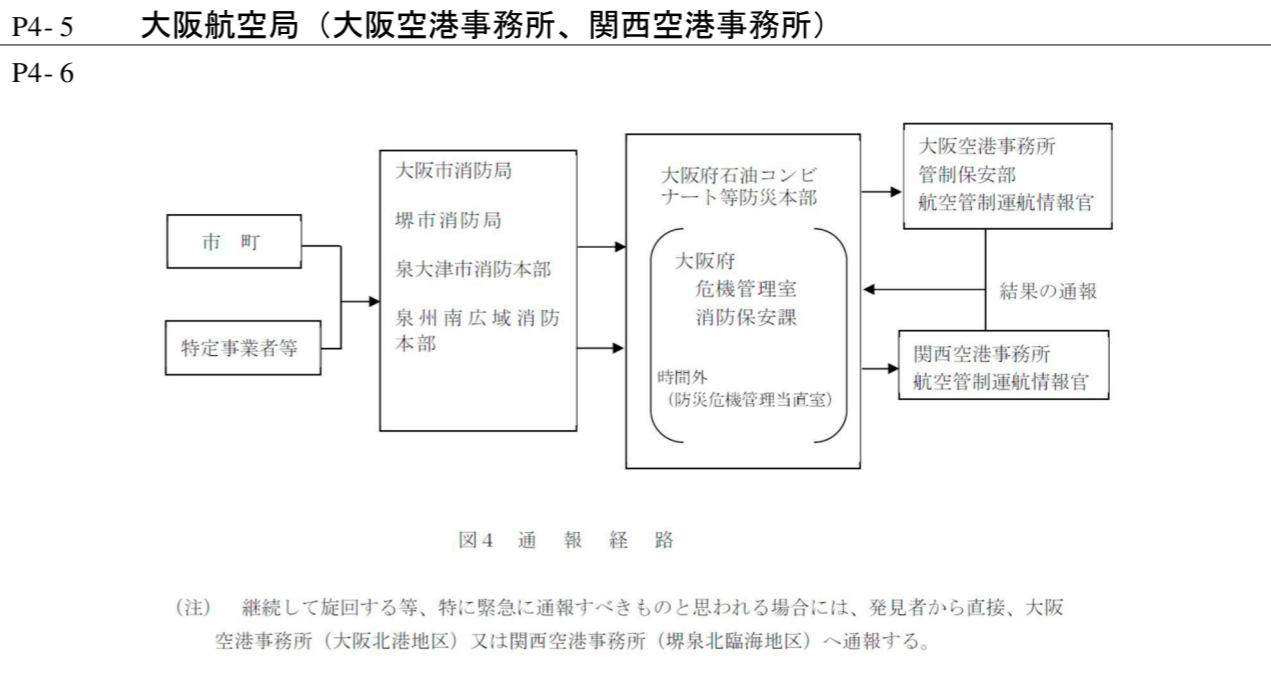
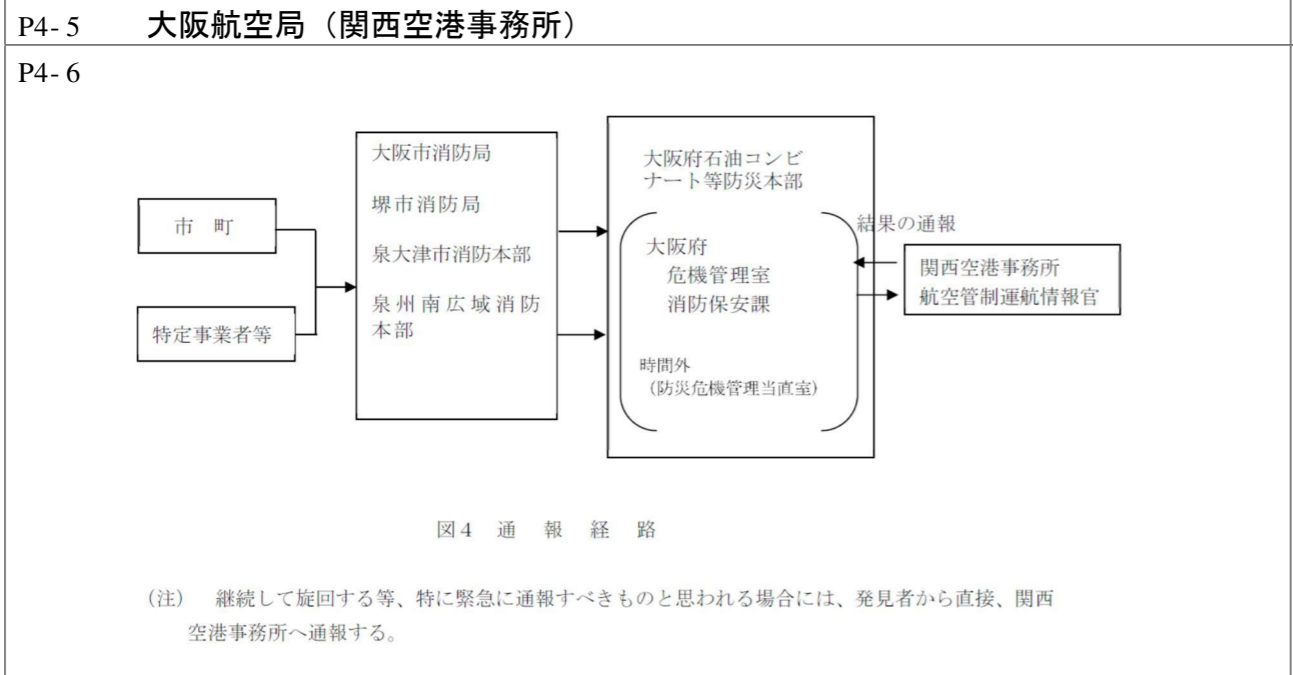
名称	設立年月日	構成事業所数
大阪・和歌山広域共同防災協議会	平成20年6月25日	7

2 構成事業所

府県	特別防災区域	構成事業所	
大阪府	堺泉北臨海地区	丸紅エネックス(株) 堺ターミナル	堺市西区築港新町2丁2番地
		コスモ石油(株) 堺製油所	堺市西区築港新町3丁16番地
		※ ENEOS(株) 堺製油所	堺市西区築港浜寺町1番地
		三井化学(株) 大阪工場	高石市高砂1丁目6番地
		ENEOS(株) 製造部 大阪事業所	高石市高砂2丁目1番地
和歌山県	和歌山北部臨海南部地区	ENEOS(株) 和歌山製油所	有田市初島町浜1000番地
	御坊地区	関西電力(株) 御坊発電所	御坊市塩屋町南塩屋字富島1番地3

※ 大容量泡放射システム配備事業所

特定事業所の  
撤退を反映



令和4年10月1日より、大阪空港事務所に係る運航援助情報業務が関西空港事務所に集約されたことを反映



### 第5節 災害予防対策と進行管理

防災本部は、防災計画を着実に推進し実効性を高めるため、学識経験者や特定事業者の意見・要望等を取り入れながら、特別防災区域内に立地する特定事業所が優先的に実施すべき対策を重点項目として設定し、その取組みと進行管理を進めてきた。

今後も学識経験者や特定事業者の意見・要望等を踏まえながら対策の継続的な実施及びフォローアップや改善を図る仕組みを継続するとともに、特別防災区域に新たに事業所を設置する事業者にもこれまで実施されてきた対策の取組みを促すため、「大阪府石油コンビナート等特別防災区域における防災対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を制定した。特定事業所が取り組む災害予防対策については、ガイドラインに基づき進行管理を行う。

### P1-3 第3節 計画の進行管理

#### 第3節 計画の進行管理

大阪府石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）は、防災計画を着実に推進し実効性を高めるため、個別施策ごとのスケジュール設定に努め、定期的に進行管理するものとする。

##### （1）基本的な考え方

防災本部は、特別防災区域内の特定事業所の協力のもと、各事業所の設備改修の計画書（以下、「対策計画書」という。）を取りまとめ、毎年、その進捗状況を把握・公表するとともに、課題を抽出しながら、次期計画に向けた重点対策を検討する。

##### （2）進行管理の流れ

- 防災本部は、重点項目の設定について協議調整し、特定事業所は対策を検討。
- 特定事業所は、3か年の対策計画書を提出。
- 防災本部は、特定事業所の対策計画書を取りまとめ、公表。
- 以降、毎年、対策の実績報告書を提出。
- 提出される実績報告書により、毎年、対策の進捗状況を把握し、その概要を公表。

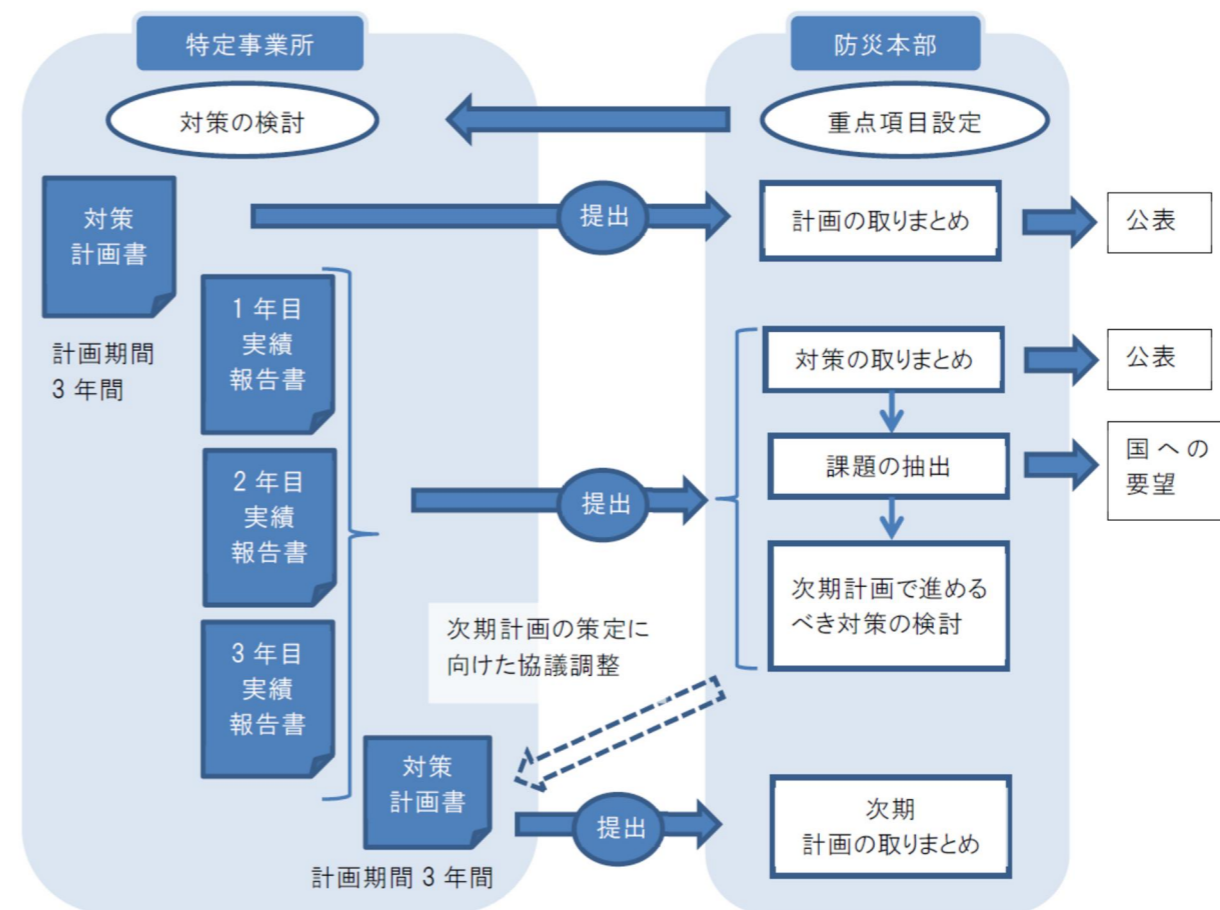


図 計画の進行管理の仕組み

第1章第3節から第4章第5節に移動し、内容を修正

（第1～3期対策期間が終了し、ガイドラインに基づく進行管理を行う。）



